⑵　会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続　有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類各１部を添え、別記１に掲げるいずれかの場所に次の添付書類を持参又は郵送等により提出すること。

①　更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書

②　許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類として登記事項証明書

③　上記②に伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）

なお、書類の提出によりその資格が継続するが、詳細の現状把握を必要と判断する場合には、ヒアリング等を実施する場合がある。

⑶　合併・分社等の場合の手続　有資格者に合併、分社、個人から法人への変更等があった場合は、本公示３の申請を改めて行うこと。

⑷　廃業等の場合の手続　有資格者に廃業等（廃業・倒産・破産）があった場合は、別記１に掲げるいずれかの場所に持参又は郵送等により提出すること。

⑸　９の⑶により資格の等級を受けた者は、随意契約の参加資格を有する者となることができる。

⑹　３の⑵及び10⑴、⑵に掲げる諸証明書については、複写等による写しをもって代えることができる。

⑺　３の⑵に掲げる添付書類のうち添付することが著しく困難であると認められる書類がある場合には、当該書類の記載の事実を確認できる他の書類をもって代えることができる。

⑻　申請書類は、日本語で記載するものとする。また、添付書類のうち外国語で記載されているものについては、日本語の訳文を添付する。

⑼　申請書類の金額表示が外国貨幣額の場合は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載する。

⑽　資格審査結果通知書の再発行　紛失による再発行依頼は、別記１に掲げるいずれかの場所持参又は郵送等により提出すること。

別記１　申請書の提出場所

⑴　北海道センター　契約担当職　北海道センター研究業務推進室長　〒062―8517 北海道札幌市豊平区月寒東２条17―２―１　国立研究開発法人産業技術総合研究所　北海道センター研究業務推進室調達担当　TEL011―857―8434　受付時間９時00分から17時15分

⑵　東北センター　契約担当職　東北センター研究業務推進室長　〒983―8551 宮城県仙台市宮城野区苦竹４―２―１　国立研究開発法人産業技術総合研究所　東北センター研究業務推進室調達担当　TEL022―237―8010　受付時間９時00分から17時15分

⑶　つくばセンター　契約担当職　調達室長　〒305―8560 茨城県つくば市梅園１―１―１　国立研究開発法人産業技術総合研究所　つくばセンター経理部調達室　TEL029―861―2030　受付時間９時00分から17時15分

⑷　臨海副都心センター　契約担当職　臨海副都心センター研究業務推進部長　〒135―0064 東京都江東区青海２―３―26　国立研究開発法人産業技術総合研究所　臨海副都心センター研究業務推進部会計グループ　TEL03―3599―8183　受付時間９時30分から17時45分

⑸　中部センター　契約担当職　中部センター研究業務推進部長　〒463―8560 愛知県名古屋市守山区下志段味穴ケ洞2266―98　国立研究開発法人産業技術総合研究所　中部センター研究業務推進部会計グループ　TEL052―736―7020　受付時間９時00分から17時15分

⑹　関西センター　契約担当職　関西センター研究業務推進部長　〒563―8577 大阪府池田市緑丘１―８―31　国立研究開発法人産業技術総合研究所　関西センター研究業務推進部会計グループ　TEL072―751―9605　受付時間９時00分から17時15分

⑺　中国センター　契約担当職　中国センター研究業務推進室長　〒739―0046 広島県東広島市鏡山３―11―32　国立研究開発法人産業技術総合研究所　中国センター研究業務推進室調達担当　TEL082―420―8233　受付時間９時00分から17時15分

⑻　四国センター　契約担当職　四国センター研究業務推進室長　〒761―0395 香川県高松市林町2217―14　国立研究開発法人産業技術総合研究所　四国センター研究業務推進室調達担当　TEL087―869―3520　受付時間９時00分から17時15分

⑼　九州センター　契約担当職　九州センター研究業務推進室長　〒841―0052 佐賀県鳥栖市宿町807―１　国立研究開発法人産業技術総合研究所　九州センター研究業務推進室調達担当　TEL0942―81―3613　受付時間９時00分から17時15分

別記２　資格の種類別の等級及び予定価格の範囲〔掲載順序　資格の種類　①等級　予定価格の範囲　②数値　等級〕

⑴　物品の製造

①　A：3,000万円以上
　　B：2,000万円以上　3,000万円未満
　　C：400万円以上　2,000万円未満
　　D：400万円未満

②　90以上：A
　　80以上　90未満：B
　　55以上　80未満：C
　　55未満：D

⑵　物品の販売、役務の提供等

①　A：3,000万円以上
　　B：1,500万円以上　3,000万円未満
　　C：300万円以上　1,500万円未満
　　D：300万円未満

②　90以上：A
　　80以上　90未満：B
　　55以上　80未満：C
　　55未満：D

⑶　物品の買受け

①　A：1,000万円以上
　　B：200万円以上　1,000万円未満
　　C：200万円未満

②　70以上：A
　　50以上　70未満：B
　　50未満：C

競争参加者の資格に関する公示

平成31・32年度において国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）における建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成31年１月８日

国立研究開発法人産業技術総合研究所

調達室長　橋本　卓也

◎調達機関番号　808　◎所在地番号　08

１　建設工事の工種区分及び測量・建設コンサルタント等業務の業種区分

⑴　建設工事　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第２項別表第一に規定する区分のうち解体工事を除く28種類

⑵　測量・建設コンサルタント等業務　測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務

２　申請の時期　定期の申請時期は、平成31年１月８日から平成31年１月31日までとする。

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。なお、上記期間後も随時受付を行うが、この場合、資格を付与した日から有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがある。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　当研究所所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」（以下「申請書」という）は当研究所ホームページ（http://www.aist.go.jp）からダウンロードすることにより入手できる。

また、別記１の申請書の提出場所において無料で交付する（ただし休日を除く）。

⑵　申請書の提出方法　申請書は、別記１に掲げるいずれかの場所に次の①、②の申請書等の関係書類を持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留等（定期の申請は平成31年１月31日消印有効））により提出すること。

①　建設工事

一　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式第１号）

二　添付書類

イ　工事経歴書

ロ　建設共同企業体協定書の写し（建設共同企業体として申請する者に限る。）

ハ　総合評定値通知書等の写し（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定するもので、申請日から直近のものであり、平成20年国土